# 阿見町防犯カメラ等設置方針

令和5年4月 阿見町

## 目 次

1. はし	<b>ごめに・</b>	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2. 設置																														
	設置主																													
(2)	撮影範	囲•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
(3)	設置し	てい	るこ	と	Ø :	表	示	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
(4)	設置の	報告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
=				_																										
3. 運																														
	責任者																													
	画像等																													
(3)	複写し	た画	像の	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
(4)	秘密の	保持		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
(5)	プライ	バシ	<b>ー</b> の	保	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
(6)	セキュ	リテ	イ対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
(7)	保守点	検と	撤去	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
(8)	設置内	容の	変更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
(9)	問い合	わせ	• 苦	情	等	~(	の;	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
別紙	防犯力	メラ	の種	緧	اط	内:	容	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7

### 1. はじめに

町では、安全安心なまちづくりの実現に向けて、犯罪防止や交通事故防止を目的として、街頭防犯カメラ、施設防犯カメラ、監視カメラの3種類の防犯カメラ(以下、「防犯カメラ等」という。)を設置しております。

令和3年4月現在での設置基数は、合計133基となっています。内訳は、不特定多数の者が往来する道路の交差点に設置する街頭防犯カメラとして主要交差点6箇所に6基、町が管理する公共施設に設置する施設防犯カメラとして29施設に89基、不法投棄に関する監視カメラとして38箇所に38基設置しております。

街頭防犯カメラ及び施設防犯カメラは、犯罪発生の抑止効果や犯罪捜査等に役立ち、 監視カメラは、不法投棄等を行っている車両の特定ができ、事件や事故の早期解決に大 きく寄与することが期待できますが、防犯カメラ等の設置にあたっては、プライバシー の保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要となります。

また、現在、設置されている防犯カメラ等により撮影された画像及び記録媒体に複写した画像(以下、「画像等」という。)についても、プライバシー保護の観点から厳格な管理運用を図る必要があります。

以上のことから、町では、あらためて防犯カメラ等に関する課題等を整理したうえで、町及び行政区が設置する防犯カメラ等について、その設置及び運用に関する考え方やルールを明らかにするため、この設置方針を策定することといたします。

### 2. 設置に係る基本方針

## (1) 設置主体及び設置場所

#### 【街頭防犯カメラ】

町内における犯罪防止や交通事故防止を目的に設置するものであるため、交通事故多発地域や街頭犯罪等の発生状況、不審者・声掛け事案等の発生状況等を勘案して設置する箇所を選定し、道路等の屋外に設置するものとします。

具体的な設置箇所については、犯罪発生の抑止や体感治安の向上を図るため、牛久警察署の協力のもと、基本的に通行人等が認知しやすく目立つ場所を選定することとします。

## 【施設防犯カメラ】

施設の設置目的や利用状況、施設内での犯罪等の発生状況等に合せて、施設管理者が 設置場所を選定するものとします。

#### 【監視カメラ】

不法投棄の状況に合わせ、不法投棄されている場所や、その場所に行くまでの経路を 監視できる場所に設置するものとします。

## (2) 撮影範囲

### 【街頭防犯カメラ】

町内における犯罪防止や交通事故防止のため、撮影範囲の大半が道路となるよう調整し、また、撮影される画像にプライバシー性の高い住宅の内部等の私的空間が映り込むことがないよう配慮するなど、撮影範囲を必要最小限の範囲とするものとします。

ただし、やむを得ず個人のプライバシーに関わるものが常態的に映り込むような場合については、あらかじめ、住宅の所有者等から撮影の同意を得るものとします。また、場合によっては、その部分にあらかじめマスキング加工等を施し、撮影できないよう配慮を行い、地域住民の理解を得るものとします。

## 【施設防犯カメラ、監視カメラ】

撮影範囲は、設置目的の達成に必要な最小限の範囲とし、必要以上に撮影することがないよう撮影範囲を調整するものとします。

## (3) 設置していることの表示

街頭防犯カメラ及び施設防犯カメラを設置するときは、通行人等が見やすい位置に、 「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとします。表示板には、防犯カメラ設置者等の名称を表示するものとします。

### (4) 設置の報告

犯罪や交通事故等の捜査機関等からの問い合わせに対応するため、行政区が街頭防犯 カメラを設置する場合には、事前に町と協議を行い、行政区防犯カメラ管理・運用規程 を策定し、町に提出するものとします。

## 3. 運用に係る基本方針

### (1) 責任者等の設置

防犯カメラ等の画像等を適正に取扱うためには、防犯カメラ等に責任者等を置き、厳格に運用するものとします。

## ① 管理責任者

防犯カメラ等の管理運用が正しく行われるよう、防犯カメラ等に関するすべてを取りまとめるものとします。また、防犯カメラ等を操作する者(以下、「取扱担当者等」という。)を指定し、指定された取扱担当者等以外の者については、防犯カメラ等の操作を行わせないこととします。

### ② 取扱担当者等

管理責任者の指示のもと、防犯カメラ等の操作や画像等の管理運用を行うものとします。また、防犯カメラ等を操作した場合については、操作状況を記録し、管理責任者に報告するものとします。

## (2) 画像等の取扱い

情報の高度化及び複雑化が進む中で、撮影された画像の電子データは複写や持ち出しが容易になっていることから、画像等の取扱いに当たっては、次のルールを遵守するものとします。

### ① 画像等の保管

画像等の記録装置又は記録媒体については、施錠できる場所に保管し、記録媒体一体型の防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護するなど、取扱担当者等以外の者が外部へ持ち出しできないよう対策を講じるものとします。

#### ② 情報漏えい防止

撮影された画像を他の記録媒体へ複写し、又は送信する場合は、必要な措置を行うなどをして情報漏えい防止の対策を講じるものとします。また、防犯カメラ等をインターネットに接続し、又は、無線を利用して運用する場合は、防犯カメラ等に適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止の対策を講ずるものとします。

## ③ 撮影された画像の保存期間

街頭防犯カメラ及び施設防犯カメラで記録された画像の保存期間は、主要交差点は 10日以上、生活道路及び施設防犯カメラは14日以内とします。

監視カメラで記録された画像の保存期間は、記録媒体の回収後10日以内とします。

### ④ 画像等の消去

街頭防犯カメラ及び施設防犯カメラにあっては、保存期間が終了した画像は自動的に画像を上書きして保存する方法を行うこととし、記録装置に故障その他機械的な問題が生じた場合にあっては初期化、破砕処分その他画像を消去するために確実な方法により、撮影された画像を完全に消去し、復元できないよう処分することとします。また、画像を複写した記録媒体がその目的を達したときにあっては、初期化、破砕処分その他画像を消去するために確実な方法により、複写した画像を完全に消去し、復元できないよう処分することとします。

監視カメラにあっては、保存期間が終了した画像は初期化する方法を行うこととし、記録媒体に故障その他機械的な問題が生じた場合にあっては初期化、破砕処分そ

の他画像を消去するために確実な方法により、撮影された画像を完全に消去し、復元 できないよう処分することとします。

⑤ 画像等の加工禁止

画像等は、撮影された状態のもので保存し、加工したものを保存しないこととします。

## (3) 複写した画像の提供

複写した画像については、次の場合を除き提供しないものとします。なお、複写した 画像を提供する際には、相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提 供した画像の内容を記録するものとします。

- ① 裁判官が発する令状に基づく場合。
- ② 捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)に基づく場合。
- ③ 弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合。
- ④ 町から行方不明者の安否確認、災害発生時の被害状況等の照会において、個人の生命、身体または財産の保護のため緊急、且つ、やむを得ないと認められる場合。

## (4) 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者等は、画像等から知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らすことを禁じ、秘密を保持するものとします。なお、管理責任者及び取扱担当者等が変更となり、その立場でなくなった場合においても同様とします。

## (5) プライバシーの保護

画像等に、特定の個人が識別できる場合(他の情報と照合することで、特定の個人を 識別することができる場合を含む。)には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法 律第57号)及び阿見町個人情報保護条例(平成15年阿見町条例第1号)(以下「個人情 報保護法等」という。)に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき適 正に取り扱うものとします。

#### (6) セキュリティ対策

防犯カメラ等を設置しようとする者は、防犯カメラ等の販売を行う者又は設置工事を行う者に対し、次の事項に関する説明を受けるなど、セキュリティ対策等の知識を 高めるものとします。

- ・パソコンで画像等を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策等 の措置
- ・防犯カメラ等をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、 防犯カメラ等に適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止対策 等の措置
- その他画像等の適正な取扱いに関する措置

## (7)保守点検と撤去

① 保守点検

管理責任者は、防犯カメラ等に関わる機器を定期的に点検し、修理・修繕等を行う ものとします。

## ② 撤去

管理責任者は、防犯カメラ等を撤去する場合、防犯カメラ等を設置していることの 表示についても責任を持って撤去するものとします。

## (8) 設置内容の変更

行政区については、行政区防犯カメラ管理・運用規定の記載内容に変更が生じた場合、内容を修正し、町に提出するものとします。

## (9) 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び運用に関する問い合わせや要望、苦情等を受けた場合、誠実かつ迅速に対応するものとします。

## 別紙 防犯カメラの種類と内容

	防犯カメ	ラの種類	設置主体	設置場所	録画	画像の保存	根拠法令			
						期間				
防	街頭防犯	主要交差点	町(生活環境	不特定多数の者が往来する道路の	動画	10日以上	阿見町街頭防犯カメラの設置			
犯カメラ	カメラ	(交差点防犯 カメラ)	課)	交差点に設置			及び運用に関する規則			
ラ		生活道路(行政区防犯カメラ)	町(生活環境 課) ※地域予算制 度により設置 行政区 ※町補助金に より設置	次のいずれかに該当し、且つ、あらかじめ設置箇所付近の地域住民の合意形成がなされた箇所に設置・街頭犯罪等が発生している箇所・不審者や声掛け事案等が発生している箇所・行政区が、自主防犯を行ううえで必要と判断した箇所	動画	14日以内	阿見町行政区防犯カメラ設置事業補助金交付要綱			
	施設防犯カメラ	町有施設	町(施設管理者)	町が管理する施設の屋内又は屋外 に設置	動画	14日以内	阿見町防犯カメラの設置及び 運用に関する規則 阿見町教育委員会防犯カメラ の設置及び運用に関する規則			
	監視 カメラ	不法投棄の監 視	町(廃棄物対 策課)	不法投棄されている場所等に設置	静止画	記録媒体の 回収後10日 以内	阿見町不法投棄監視カメラの 設置及び運用に関する規則			